

平成24年度 第1回公共事業等審査会 議事録概要版

1. 日 時 : 平成24年9月24日(月) 14:00~17:00
2. 場 所 : 兵庫県農業共済会館 4階 会議室
3. 出席者 : (委 員) 沖村会長、芦尾委員、清水委員、田中丸委員、野崎委員、
服部良子委員、道奥委員、村田委員(8名)
(事務局) 濱田県土整備部長、松本まちづくり部長、三浦農林水産局長、
古川県土企画局長、田中土木局長、貝塚住宅参事、
宮本技術企画課長、松本河川整備課長、山内総合治水課長、
榎林公営住宅課長、坊垣農地整備課長

4. 審議案件:

- 〔新規事業〕(1) 河川事業:(二)法華山谷川(加古川市、高砂市)
(2) 県営住宅整備事業: 姫路御国野・御着住宅(姫路市)
(3) 県営住宅整備事業: 宝塚山本住宅(宝塚市)
(4) ほ場整備事業: 国衙地区(南あわじ市)

5. 主な質疑

- (1) 河川事業:(二)法華山谷川

【事務局から評価調書に基づき説明】

委 員:

現在の堤防を活用するという説明であるが、将来、もう少し拡幅しておけばよかったということはないのか。

事務局:

平成23年台風第12号の推算流量は魚橋地点で220 m³/sであるが、現況の流下能力は約120m³/sと5割程度しかない。このため、平成23年台風第12号同等の洪水が流下可能な河川断面を確保できるように計画をしている。

委 員:

床上の浸水対策という説明であるが、床下の浸水対策は後手にまわすということか?

事務局:

本事業は、床上浸水424戸という甚大な被害について、緊急的に5箇年で解消するという目的で、まず、優先的に床上浸水対策を実施するものである。なお、床下浸水は約800戸が残ることになるが、本事業に引き続いて実施していく。

委 員:

高砂市域は、もともと田畑があったところを住宅開発したため、浸水が発生していると思う。住宅開発をした時に、必要な水路の確保、嵩上げ等の指導を徹底しておれば、少なくとも床下浸水はなかったのではないかと。下流域において民間開発等の開発指導や対策がこれまでなされていなかったのか。また、今後法的な整備がなされるのか?

最近の雨量が増えていること、山間部の保水量が減ったこと、下流域では水路の確保が難しいことから、全て河川改修だけで対応できるのか。

事務局:

流出増をとまなう1ha以上の開発に対して、行政指導という形で、調整池の設置を指導している。また、本年4月施行の総合治水条例に基づき、面積規模に限らず流出増を伴う開発行為に対しては、調整池の設置に努めてもらうよう、広く努力義務を課している。

さらに、来年4月から1ha以上の開発に対し流出増を伴う場合は、調整池の設置を義務付け、あわせて適正な管理などの保全も義務付ける予定としている。このように、開発にともなう流出増に対して制度的にも担保するよう総合治水条例を施行している。

委員：

説明や参考資料では、主に河川対策であるが、事業目的に河川対策と並列に「総合治水対策を推進する」と記載されており、流域対策と河川対策との関係を整理してほしい。

事務局：

流域対策や減災対策は、事業外であり、総事業費には含まれていない。なお、あわせて、輪中堤の整備や排水ポンプの設置などを加古川市、高砂市で別途実施する。

事務局：

今回の審査対象は法華山谷川床上浸水対策事業であり、総合治水対策はその関連事業である。そのため、評価調書の事業目的の欄の記載を検討する。

委員：

災害が極地化する中、県が条例を制定し、総合治水対策を実施することは相応しい対策と考えるが、総合的に治水対策を実施するならば、審査対象ではなくとも総合的な計画を審査会に示して欲しい。

委員：

総合的な治水対策とあるが、具体の対策がよくわからないので示して欲しい。
また、事業費が妥当なのかわからないため、必要性や効果、対策工法を含め、事業費の妥当性を示して欲しい。

事務局：

他事業と比較した資料を次回に示す。

委員：

浸水実績範囲は広範囲であるが、溢水なら河道改修で良いが、内水であれば河道対策だけではすまないの、その辺りがわかるように示して欲しい。

委員：

環境適合性においては、水の流れの多様性や植生などの観点もあるが、今回は魚類のことしか記載されていない。

会長：(まとめ)

今回、総合治水という考え方で説明をいただいたが、事業内容は河川整備であり、流域対策は別途事業ということである。県民目線としては、総合治水としての説明がよりわかりやすいことから、総合治水としての計画と今回の床上浸水対策特別緊急事業として取り扱う事業の内容とがわかるような形で示していただければ、各委員のご指摘が解決されることとなるので、先程の件も含めて次回追加説明をお願いする。

(2) 県営住宅整備事業：姫路御国野・御着住宅(建替)

(3) 県営住宅整備事業：宝塚山本住宅(建替)

【事務局から評価調書に基づき説明】

委員：

県営住宅は、30～40年という短期間で建替となるような計画をしているのか。

事務局：

両住宅とも、老朽化に加え、所定の耐震性能を有しておらず、住宅のタイプも、単一的で単身者や大家族に対応できない。また、間取りの変更等は構造的に困難であることから、建て替える計画としている。なお、今後、新設する住宅については、十分な耐震性能を有しており、また、住宅のタイプも様々な仕様とするため、適切なメンテナンスを

行えば長寿命化を図れ、40年程度の建て替えはないと考えている。

委員：

メンテナンスをしてこのような状況になったのか。それとも実施しなかったのか。

事務局：

一定期間経過後に外壁の改修や防水工事、排水管の取り替えなどのメンテナンスを実施しているが、管理経費が限られていることから、メンテナンスが追いついていない。

委員：

高齢者が確実に増えていくと想定される現状を踏まえると、コンセプトが少し古い。

事務局：

今回、全住宅をバリアフリー対応にしている。また、建て替えにあたっては、入居者の特性を踏まえ、高齢者特定目的住宅については必要な割合としている。

公営住宅なので、皆さまが使用されるようなスタンダードタイプになっている。

委員：

コミュニティーに配慮し集会所を中心に配置することは理解できるが、人の目が少ない所に配置するという点について、防犯という視点からどのように配慮したのか。

事務局：

防犯については、コミュニティーの問題や自治会の協力による声かけなどにも関係すると思われるが、今後、植栽の配置等を検討していく。

委員：

民間住宅等は100年や200年住宅を目指し、建て替えしないことを前提に構造等を計画しているが、県営住宅は何年ぐらいの建替えを目指して考えているのか。

また、高齢者対応の住居を非常に増やしているが、50年後には独身の若い人が入居すると考えられ、世代のニーズに応じた将来を見据えた県営住宅の計画の打ち出しが必要である。

敷地条件でこうならざるを得ないかもしれないが、昔ながらの一番経済的な、壁量を少なくし、採光も悪い計画となっている。海外のような豊かさや楽しさのある、今後100年後の住まいの理想を計画として打ち出して欲しい。

事務局：

住宅の性能は、法律に基づき性能評価を受けることになっており、長期間使用可能な住宅となっているが、コスト面で100年住宅とはいかない。また、建物配置については、敷地条件から、日影規制や日照条件等に配慮するとともに、周辺団地の集約という視点から戸数を増やしたいため、両団地ともこのような配置計画となる。

委員：

県は財政状況が厳しい状況なので、建替えせずに、周辺の民間空き住宅を借り上げるなどの検討を行ったのか。

事務局：

過去にURで借り上げ住宅の試算を行ったが、建て替えが一番経済的、効率的であった。

委員：

県営住宅、市営住宅、住宅供給公社の役割について教えて欲しい。

事務局：

公営住宅は、市町域内の需要への対応、市町の都市政策、福祉施策との連携した対応等であり、基本的には市町の役割と考えている。県の役割は、都市圏レベルでの広域需要への対応や、広域行政の利点を活かした取り組み、共通性の高い課題に関する先導的なモデルの提供がある。また、住宅供給公社は、中堅階層を対象としている。

会 長：

調書の修正など資料要求はないが、多くの委員から質問があった、公営住宅の長期の見直し、全体計画の考え方、URの借り上げ住宅の考え方等を参考資料として次回提出していただければと思う。

(4) ほ場整備事業：国衙地区

【事務局から評価調書に基づき説明】

委 員：

淡路地域ではコンクリート畦畔を使用しているところもあるが、景観と環境で問題がある。本地区はどうするのか。

事務局：

近年は、除草の手間を省くため、多くはコンクリート畦畔としており、地元からも要望がある。また、化学肥料や農薬を減らす面からもコンクリート畦畔としていきたい。

委 員：

今回、国衙地区が指定されているが、県内での優先性はどのように決めているのか。

事務局：

ほ場整備事業は申請事業のため、地元要望があり、その地区の費用対効果や効率性が認められる箇所から事業を行うこととしている。ほ場整備は本土では8割程度完了しているが、淡路地区は遅れており、ようやく進み始めた。ただ、地元調整等で事業着手にかなりの期間が必要となる。今回、本地区は、地元調整が済み、費用対効果や予算の関係で選定している。

委 員：

認定農業者が22人になるが、これは地域内の人か、それとも外からか。

事務局：

地域内の人である。現在、専業農家で、土地が不整形などで集約ができていない人が、今回のほ場整備を契機に規模を拡大することで、認定者を22人に増やす。

委 員：

三毛作の地域であるが総合治水は対応できるのか。

事務局：

例えば台風時期にあらかじめ、貯水池の水位を下げて水を溜めるなどの対応は考えられる。

以上の質疑を受け、以下の事項について調書の修正も含め次回追加説明を行う。

〔二級河川 法華山谷川：追加説明項目〕

- 1．総合治水について
- 2．床上浸水対策特別緊急事業と関連事業について
- 3．事業費の妥当性について
- 4．浸水原因について

〔県営住宅：追加説明項目〕

- 1．県営住宅整備における防犯上への配慮について
- 2．長期的な視点に立った県営住宅の整備の考え方について
- 3．借り上げ公営住宅について